

## 申請に関するよくある問い合わせ

### Q 新規創業促進補助金とは何ですか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響下における新たなチャレンジを行う創業者を後押しし、創業の裾野を広げるため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方に対し、市独自の更なる支援として残りの半額相当額（上限有り）を補助金として交付するものです。

### Q 対象者を教えてください。

A 下記の要件のすべてを満たす方が対象となります。

- ・事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、令和3年4月1日以降に新たに会社を設立したこと。
- ・福岡市より、特定創業支援等事業の証明を受け、登録免許税軽減を受けていること。
- ・福岡市内に本社を置いていること。
- ・新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- ・福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ・福岡市の市税を滞納していないこと。又は市税の徴収猶予の特例制度等の対象であること。

### Q 特定創業支援等事業を受けなければ、新規創業促進補助金も受けることができないのか

A 国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方が対象となります。そのため、特定創業支援等事業を受けていない場合は補助金の受給はできません。

### Q 特定創業支援等事業はどこで受けることができるのか。

A 福岡市のHPにて、特定創業支援等事業をおこなっている支援事業者を紹介しておりますので、ご確認ください。

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/tokutei-sougyou-sientoujigyuu.html>

**Q 支援内容を教えてください。**

- A 最低税額の登録免許税半額相当額を補助金として交付。
- ・株式会社設立の場合：一律 75,000 円
  - ・合同会社，合名会社，合資会社の場合：一律 30,000 円

**Q 申請の方法を教えてください。**

- A 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を申請いただく際に、「新規創業促進補助金」の申請書類をお渡しいたします。登記後に必要書類を提出してください。申請については窓口，メール及び郵送で受け付けます。

**Q 提出書類は何ですか。**

- A 福岡市新規創業促進補助金申請書兼同意書（様式1号），役員名簿（様式2号），履歴事項全部証明書の写し，登録免許税の支出を証する書類の写しが必要となります。

**Q 現在会社を営んでいる場合，新しく会社を立ち上げる時に新規創業促進補助金を受ける事はできますか。**

- A 新たに設立する会社以外に，経営に携わっている会社がある場合は，国の特定創業支援等事業の対象となりません。したがって新規創業促進補助金も対象外となります。

**Q 居住地が福岡市内で，福岡市外で会社を設立する場合は利用できるか。**

- A 本補助金については，福岡市で特定創業支援等事業の証明を受けた上で，福岡市内で会社を設立した方が対象となるため，福岡市外で会社を設立された方は対象外となります。

**Q 居住地が福岡市外で，福岡市内で会社を設立する場合は利用できるか。**

- A 本補助金については，福岡市で特定創業支援等事業の証明を受けた上で，福岡市内で会社を設立した方が対象となるため，市外に居住する方でも，福岡市内に会社を設立すれば対象となります。

**Q この補助金は先着順か。**

A 予算に限りがありますので、補助金の申請受付は、募集期間内・予算内で先着順となります。

**Q 一般社団法人を設立する場合は対象になるか。**

A 国の特定創業支援等事業については、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を設立する方が対象となるため、一般社団法人及び一般財団法人の設立については対象外となります。そのため、本補助金についても、一般社団法人及び一般財団法人の設立については対象外となります。

**Q 支援を受けるにあたって、創業する会社の事業内容は関係あるか。**

A 公序良俗に反する恐れのない限り、国の特定創業支援等事業の支援を受けるにあたって、事業内容は関係ありません。そのため、本補助金についても、公序良俗に反する恐れのない限り、支援を受けるにあたって、事業内容は関係ありません。

**Q 株式会社設立の際に 75,000 円以上支払った場合も、支給額は 75,000 円か。**

A 自己負担額が 75,000 円以上の場合でも、株式会社設立の場合は一律 75,000 円の支給となります。

**Q 合同会社設立の際に 60,000 円以上支払った場合も、支給額は 30,000 円か**

A 自己負担額が 60,000 円以上の場合でも、合同会社設立の場合は一律 30,000 円の支給となります。

**Q 新型コロナの関係で市税の猶予されているが、問題ないか。**

A 市税の猶予を受けている場合も補助金を受給できますが、市税猶予の決定通知書を提出していただく必要があります。

**Q 募集期間より前に登記している場合は、対象にならないのか。**

A 令和3年4月1日以降に登記を行った方が対象となるため、令和3年4月1日より前に登記している場合は対象にはなりません。

**Q 申請から振込までの期間は。**

A 申請後，約1～2か月後に振込となります。

**Q 個人事業主だが，法人を設立する場合に利用することは可能か**

A 個人事業主の方については，開業届の提出日から5年を経過していない場合は国の特定創業支援等事業の対象となるため，本補助金の対象となります。開業届の提出後5年以上が経過している場合は，国の特定創業支援等事業の対象外となるため，本補助金についても対象にはなりません。